

高等職業訓練促進給付金等のご案内

ひとり親のお母さん・お父さんが、就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業する場合に、所定の期間について経済的な支援を行います。

▶対象者・・・

1. 20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父で福岡市内に住所を有すること。
(受給中に児童が20歳に到達した場合も、要件に合致すれば引き続き同等の給付金が支給されます。)
 2. 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
(所得水準を超えた場合であっても1年間に限り引き続き対象となります。)
 3. 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
 4. 仕事または育児と修業の両立が困難であると認められること。
 5. 過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給を受けたことがないこと。
 6. 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。
- ※修了支援給付金については、修業を開始した日及び修了した日においても母子家庭の母又は父子家庭の父であり、かつ上記の要件を備えていることが必要です。

▶対象となる資格・・・

看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、理容師、きゅう師、はり師、柔道整復師、歯科技工士、助産師、言語聴覚士、臨床工学技士、精神保健福祉士、2級自動車整備士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

- ・専門実践教育訓練給付の指定講座
- ・特定一般教育訓練給付の指定講座
- ・一般教育訓練給付の指定講座(教育訓練給付制度検索システム「情報関係」の分野に限る)

※原則、通学制の講座が対象ですが、働きながら資格取得を目指す場合などには通信制も対象になります。

▶支給額・・・

1. 訓練促進給付金

申請をした月から4・8月を上限に、8月・11月・2月・4月にその前月までの3か月分を支給します。支給にあたっては、出席状況報告書と請求書の提出が必要となります。

【市民税非課税世帯】 月額 **100,000円** (最終学年は、月額140,000円)

【市民税課税世帯】 月額 **70,500円** (最終学年は、月額110,500円)

※20歳未満の児童を3人以上扶養している非課税世帯は、3人目以降1人につき1万円を上記金額に加算

2. 修了支援給付金

修業期間終了後に支給します。

【市民税非課税世帯】 **50,000円**

【市民税課税世帯】 **25,000円**

※訓練促進給付金の支給を受けて准看護師の養成機関を修了した方が、**引き続き**看護師の養成機関にて修業する場合は、通算60月を上限に訓練促進給付金が受けられます。

※支給額は、申請者及びその同一世帯に属する方(民法第877条第1項に定める扶養義務者で生計が同じ人を含む)の市民税が非課税か課税かによって異なります。同一世帯とは、住民票の記載内容にかかわらず、生計を同じくしている人です。

▶申請手続き・・・

1. 訓練促進給付金

お住まいの区の子育て支援課家庭児童相談室でご相談のうえ、修業開始日以降に支給申請書に必要書類を添付して申請してください。**訓練促進給付金の受給2年目以降の場合でも、毎年度4月に申請が必要です。**

1. 訓練促進給付金

<必要書類>

- ①申請者及び扶養している児童の戸籍謄本（全部記載事項証明）又は抄本（※1）
- ②世帯全員の住民票（※1）
- ③児童扶養手当証書（受給していない場合は、前年（1～7月に申請する場合はその前々年）分の所得額についての市町村長の証明書及び年金証書（要領様式第5号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該扶養親族の所得額についての市町村長の証明書を含む。）（当該年度の所得が児童扶養手当の所得の水準を超過した方については前々年分の所得額についての市町村長の証明書及び年金証書など）（1～7月に申請する場合には3年前の年）
- ④申請者及び申請者と同一世帯に属する方の当該年度（4～7月に申請する場合はその前年度）分の市町村民税額の証明書（就学中の児童で、非課税の方は除く）（※1）
- ⑤養成機関の長が証明する在籍証明書（申請年度4月1日以降に発行されたもの）
- ⑥養成機関の長が証明する単位取得証明書等（訓練促進給付金の受給2年目以降の場合のみ）（※1）
- ⑦振込先として希望する通帳（振込先の変更を希望する場合）（※2）
- ⑧その他市長が必要と認める書類

①と②は有効期限内の児童扶養手当証書で省略可能

④は、訓練促進給付金受給2年目以降において、以下すべてを満たす場合に省略可能。
(1) 前年度から申請者及び同一世帯に属する方の課税状況に変更がない
(2) 前年度から世帯構成者に異動がない

2. 修了支援給付金

カリキュラムの修了日から起算して **30日以内** に、支給申請書に必要書類を添付して申請してください。

<必要書類>

- ①申請者及び扶養している児童の戸籍謄本（全部記載事項証明）又は抄本（発行日が修了日以降のもの）
- ②世帯全員の住民票（発行日が修了日以降のもの）
- ③児童扶養手当証書（受給していない場合は、前年（1～7月に申請する場合はその前々年）分の所得額についての市町村長の証明書及び年金証書（要領様式第5号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該扶養親族の所得額についての市町村長の証明書を含む。）（当該年度の所得が児童扶養手当の所得の水準を超過した方については前々年分の所得額についての市町村長の証明書及び年金証書など）（1～7月に申請する場合には3年前の年）
- ④申請者及び申請者と同一世帯に属する方の修了日の属する年度（修了日の属する月が4～7月までの場合は前年度）分の市町村民税額の証明書（就学中の児童で、非課税の方は除く）（※1）
- ⑤養成機関の長が発行した修了証明書（卒業証書等）（※2）
- ⑥振込先として希望する通帳（振込先の変更を希望する場合）（※2）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

①と②は有効期限内の児童扶養手当証書で省略可能

④は、促進給付金申請手続きにおいて提出済、かつ変更無しであれば省略可能。

※1 提出前1ヵ月以内に発行されたものに限りします。

※2 窓口で原本確認後、コピーを取ってお返しします。

※3 公簿等で確認が可能なものは、提出を省略できる場合があります。

※4 **申請の際には、申請者本人の個人番号（マイナンバー）確認書類と本人確認書類をお持ちください。** また、**申請者と同一世帯の方の個人番号も必要**となりますので事前に確認をお願いします。

○個人番号確認書類の例

個人番号カード、通知カード（記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能）、個人番号記載された住民票の写し など

○本人確認書類の例（個人番号カードをお持ちの場合、本人確認書類は不要です）

1点で可能なもの；運転免許証、パスポート、在留カード など

2点必要なもの；各種健康保険被保険者証、児童扶養手当証書、年金手帳、戸籍謄本等

必ず読んでください・・・

- 退学・留年・復学など、支給にかかわる事項については、必ずご連絡ください。
- 児童扶養手当や遺族年金が受給できなくなったり、お引越しをしたり、世帯の構成員が変わったり、年度途中でご本人及び同居の扶養義務者の課税状況が変わったりした場合等は、**14日以内**に届出て下さい。
- 払い過ぎた給付金がある場合は返還していただくことになります。
- 法改正により、高等職業訓練促進給付金は、非課税になりました。
修了支援給付金については、課税所得のため原則申告が必要です。申告に関することは、区役所課税課または税務署へお問い合わせください。
- 他に自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進資金貸付制度があります。詳しくは窓口にお尋ね下さい。

【相談窓口】各区子育て支援課「家庭児童相談室」

東 区 TEL 645-1072

博多区 TEL 419-1084

中央区 TEL 718-1104

南 区 TEL 559-5124

城南区 TEL 833-4104

早良区 TEL 833-4357

西 区 TEL 895-7069